

# 令和7年5月23日時点で工事中の盛土等は届出が必要です

佐世保市では令和7年5月23日に市内全域を規制区域に指定し、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)の運用を開始します。

令和7年5月22日以前から工事に着手※しており、運用開始日時点(令和7年5月23日)も工事中の一定規模以上の盛土、切土及び一時的な土石の堆積に関する工事は、**令和7年6月13日までに届出が必要**となります。

※「着手」とは、工事現場において設計図書と照合して行う最初の土地の形質変更(根切り工事等)又は土石の堆積を行うことを言います。



## ◆届出の対象となる規模

### ○宅地造成に関する工事の届出書(様式：省令第十五)

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

赤文字 届出対象

青文字 届出+図面等添付対象

例えば... ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> <b>2m超</b> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

### ○土石の堆積に関する工事の届出書(様式：省令第十六)

<一時的な土石の堆積>

例えば... ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> <b>1,500㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの
イメージ図		

### ●届出に必要な書類

赤文字 の場合：届出書

青文字 の場合：届出書、位置図、地形図、土地の平面図、写真その他の資料